

事業者の皆様へ 新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ

7月半ばより、県内でも新型インフルエンザの感染者が毎日のように確認されており、最近では、事業所における集団感染事例も相次いで発生しています。集団感染は大流行の引き金になるものであり、今後、インフルエンザの流行期を迎えるに当たり、極力抑制しておく必要がありますので、事業者の皆様は、次のような点に十分注意して、新型インフルエンザの感染拡大防止にご協力ください。

1 従業員が感染したら

- (1) 新型インフルエンザに感染した(疑いが強い)方には、出勤を控えさせ、自宅で療養させてください。
- (2) 感染した方に発熱等の症状が出た日の前日以降に、その方と職場等で接触が多かった方（濃厚接触者）については、発熱・体調不良などがあるようなら出勤を控えて外来協力医療機関を受診するよう指導してください。
- (3) 健康に特に異常のない方については、濃厚接触者であっても、原則として出勤を控えさせる必要はありませんが、接客業務等が中心の職場では、濃厚接触者の業務について十分に配慮してください。
- (4) 感染した方が短期間（概ね 1 週間）の内に複数発生したときは、職場での集団感染を防止するため、すぐに保健所へ相談してください。（連絡先は、下の表をご覧ください）

2 職場での感染防止策

- (1) 発熱・咳等の症状のある従業員には、早めに産業医・かかりつけ医または総合発熱相談センターに電話で相談の上、新型インフルエンザを診療できる医療機関（外来協力医療機関等）で診察を受けるよう勧めてください。
なお、新型インフルエンザに感染している（疑いが強い）と医療機関で診断されたときは、直ちに報告するよう従業員に周知徹底しておいてください。
- (2) 入り口等には、速乾性アルコール消毒剤を設置し、職場の換気は、まめに行うようにしてください。
- (3) 従業員に対して、感染予防に関する研修等を実施し、うがい、手洗い、咳エチケットの励行などを指導してください。

総合発熱相談センター及び保健所

名 称	電話番号	ファクシミリ
東部総合事務所福祉保健局（鳥取保健所）	0857-22-5100	0857-26-8143
中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所）	0858-22-7006	
西部総合事務所福祉保健局（米子保健所）	0859-31-5800	（県庁健康政策課）

外来協力医療機関は、以下のアドレス（とりネット）でご確認ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102717>

鳥取県

新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ

～8月6日から集団感染の拡大防止等に重点をおいた新しい体制に移行します～

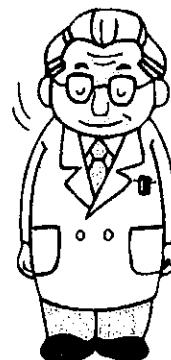
現在、世界各地で感染が拡大している新型インフルエンザ（A/H1N1）。多くの方は軽症で、季節性のインフルエンザと同様に自宅療養により順調に回復されていますが、8月になった現在でも感染は拡大し続けています。

このため、全ての患者を把握して感染拡大を封じ込めようとしても、効果が上がらなくなっていますので、県としては対策の重点を、個別的な感染拡大防止から、大流行の引き金となる集団感染の早期発見・拡大防止対策へと移行するなど、集団での感染拡大防止の取組みを強化します。さらには、特に、重症化するおそれのある方への対応も強化していきます。

【集団感染の拡大防止等に重点をおいた新しい体制】

新型インフルエンザについては、今後、次のように対応することとします。

- ① 医療機関において、インフルエンザへの感染が疑われる場合には、基本的に新型インフルエンザ患者とみなして、自宅療養の指導をしていただきます。
- ② 新型インフルエンザ患者（とみなされた方）の家族や職場の方等に対しては、その患者本人等を通じて、健康観察や不要不急の外出自粛等の協力を要請します。
- ③ 学校・福祉施設や概ね10人以上の事業所等においては、複数の患者発生等があった場合、福祉保健局へ連絡し対応を相談していただくようお願いします。
- ④ 事業者やイベントの主催者・集客施設の管理者に対しては、集団感染を防止するため、一層の注意を呼びかけます。
- ⑤ 研修会や各種広報などを通じて、感染予防策の啓発を行っていきます。
- ⑥ 重症化するおそれのある基礎疾患のある方や妊娠している方などに対しては、特に注意を呼びかけます。
- ⑦ 広域的な感染拡大を防止するため、近隣の県との連携・協力も強化していきます。



県民の皆様には、新型インフルエンザの治療（基本的には通常のインフルエンザと同じです）は、今後も適切に受けられますので、インフルエンザの予防策の徹底に心がけながら、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

なお、新体制への移行に伴い、今後は、集団感染が疑われる場合や重症者が入院する場合に限って遺伝子検査を実施することとします。

【医療機関を受診される際のおねがい】

新型インフルエンザに感染している方がいきなり病院等に行くと、待合室などで感染を広げてしまうおそれがあります。

発熱や呼吸器症状（咳・のどの痛み・鼻みずなど）が現れ、病院等を受診しようとされるとときは、まずはかかりつけ医または総合発熱相談センターに電話で相談してください。新型インフルエンザを診療できる医療機関（外来協力医療機関）をご案内します。



また、基礎疾患のある方や妊娠している方は、かかりつけの医師に事前に必ず連絡して、受診方法を確認してから受診してください。

(参考) 鳥取県の外来協力医療機関 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102717>

(裏面もご覧ください)

(平成 21 年 8 月 5 日)

患者さんご自身のため、また地域のみなさんに広げないために、御協力をお願いします。

(1) 受診するときは、以下のこと気に付けていきましょう

- ・受診する医療機関へ事前に電話をしてください。
- ・マスクをつけて行きましょう。
- ・なるべく他の人との接触を避けるようにしましょう。
- ・医療機関で処方箋を交付された場合も、薬局に事前に電話をし、マスクをつけて行きましょう。

(2) インフルエンザと診断されたときは

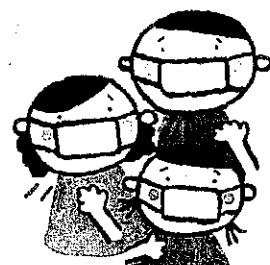
- ・医療機関で、新型インフルエンザに感染しているとか、その疑いが強いと診断されたときは、感染拡大を防止するため、家庭や学校・職場等で最近身近にいた人に対し、健康観察や不要不急の外出自粛等をお願いしてください。また、学校や職場の責任者の方に、そのような診断を受けたことを直ちに報告してください。

(3) 感染予防の徹底をしましょう

- ・新型インフルエンザの予防には手洗いやうがいなど、通常のインフルエンザと同様の予防策が有効です。
- ・咳やくしゃみなどの症状がある場合は、「咳エチケット」に心がけましょう。

咳エチケットとは・・・

- * 咳・くしゃみなどが出るときはマスクをする。
- * マスクがないときは…
 - ・咳・くしゃみをするときは、ハンカチやティッシュなどで口・鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1~2メートル以上離れる。
 - ・汚れたティッシュはすぐにふたつきのゴミ箱に捨てる。
 - ・ティッシュなどがないときは、口を前腕部(袖口)で押さえて極力しぶきが飛び散らないようにする。
 - ・咳やくしゃみのときに口・鼻を押された手は、ていねいに洗う。



(4) ご不明な点は総合発熱相談センターへ

名 称	電話番号	ファクシミリ
東部総合事務所福祉保健局(鳥取保健所)	0857-22-5100	0857-26-8143 (県庁健康政策課)
中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所)	0858-22-7006	
西部総合事務所福祉保健局(米子保健所)	0859-31-5800	

* 聴覚障害のあるかたで希望されるかたはファクシミリでの相談も受け付けます。

鳥取県のホームページ「とりネット」に最新情報を掲載しています。

とりネット「鳥取県の新型インフルエンザ対応」
アドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/influenza/>

鳥取県

(裏面もご覧ください)

新型インフルエンザに関する鳥取県からのお願い ～イベントの開催、集客施設の運営等に関する留意事項～

7月半ばより、県内でも新型インフルエンザの感染者が毎日のように確認されており、最近では、イベントや集客施設で感染したと思われる事例も相次いで発生しています。今後、夏休み等で人の集まる機会がますます多くなりますので、関係者の皆様にはご注意をお願いします。

1 主催者、管理者の皆様へ

多くの人の集まるイベントを開催される方やそのための場所を提供される方は、新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、次のような点に注意してください。

- (1) 体調のすぐれない方、発熱・咳等の症状のある方等は、参加しないよう呼びかけること。
- (2) 参加者に対して、咳エチケットの励行などを呼びかけること。
- (3) 入り口等には、速乾性アルコール消毒剤を設置し、まめに換気を行うこと。
- (4) 運営スタッフに対して、感染予防に関する研修等を実施し、感染予防策を実施させること。
- (5) 感染拡大を防止するため必要があるときは、場合によっては、イベントの中止や施設の休館も検討すること。

2 参加者の皆様へ

多くの人の集まるイベント等に参加される方は、新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、次のような点に注意してください。

- (1) 発熱・咳等の症状があり、体調が悪いときは、参加しないこと。
- (2) 咳エチケットの励行等を心がけ、設置されている消毒剤は積極的に利用すること。

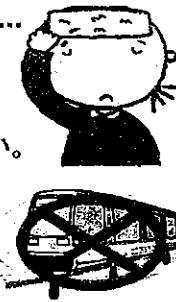
鳥取県のホームページ「とりネット」に最新情報を掲載しています。

とりネット「鳥取県の新型インフルエンザ対応」
アドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/influenza/>

鳥取県

【家族の具合が悪くなったとき】

かかりつけ医または「総合発熱相談センター」に電話でご相談ください。
その結果、医療機関を受診する際には移動時にもマスクを着用し、
公共交通機関(鉄道・バス、タクシーなど)の使用を避け、自家用車等
で行きましょう。



【総合発熱相談センター】

名 称	電話番号	ファクシミリ
東部総合事務所福祉保健局 (鳥取保健所)	0857-22-5100	県庁健康政策課 0857-26-8143
中部総合事務所福祉保健局 (倉吉保健所)	0858-22-7006	(聴覚障害のあるかたで希望されるかたはファクシミリでの相談も受け付けます)
西部総合事務所福祉保健局 (米子保健所)	0859-31-5800	

【自宅療養には以下のものを準備しましょう】

- *マスク…不織布(ふしきふ)製マスク
- *消毒薬
- *うかい薬(うかい薬がないときは水。塩水でもかまいません)



【医療機関などの連絡先を記入しておきましょう】

名 前	連絡先

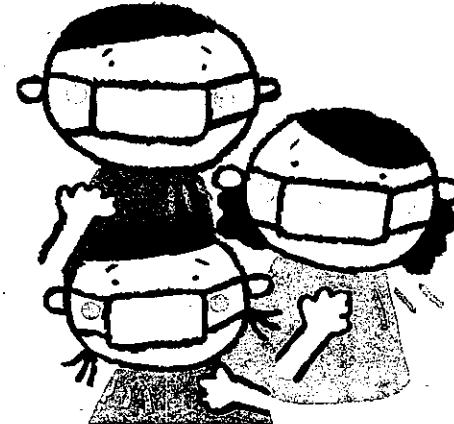
【体温・体調などを記録しましょう】

	日	日	日	日	日	日	日
体温							
体調							

新型インフルエンザ

(A/H1N1)

～自宅療養の手引き～



軽症のかたは自宅療養で

新型インフルエンザの感染が確認された患者さんで、重症のかた及びその危険性のあるかたは入院していただきますが、症状が軽いかたは適切な治療を行った上で、自宅で療養していただきます。
自宅療養では、発症した翌日から7日間、かつ熱が引いてから2日間は次ページの事項を守ってくださるようお願いします。

鳥取県のホームページとリネット「鳥取県の新型インフルエンザ対応」に

最新情報を掲載しています。

アドレス:<http://www.pref.tottori.lg.jp/influenza/>

鳥取県

【患者さんと家族のみなさんに気をつけていただきたいこと】



自宅療養で大切なことは、患者さんの体調管理をすることと、家族内で感染が拡大しないことです。以下の点がポイントです！

～＊患者さんへ＊～

- ① 毎日体温を測りましょう。
- ② 処方された薬はきちんと服用しましょう。
- ③ 外出は控え、個室で療養し、家族との接触も少なくしましょう。
- ④ マスクを着用しましょう。（家にいるときでも、発症した日の翌日から7日間かつ解熱後2日間はマスクをしましょう。）
- ⑤ マスクをしていないときに、咳やくしゃみをするときは、「咳エチケット」に心がけましょう。

【咳エチケットとは】

- * 咳、くしゃみをするときは、人から1メートル以上離れ、顔をそむける。
- * マスクがなければ、ハンカチ・ティッシュなどで口・鼻をおさえる。間に合わなければ袖口で口をおさえ、しぶきが飛びのを防ぐ。
- * 使用したティッシュはふたつきのゴミ箱かビニール袋に入れて捨て、その後は手をよく洗う。

- ⑥ 手洗い、または手指の消毒を心がけましょう。
- ⑦ 定期的に部屋の換気をしましょう。
- ⑧ 感染拡大を防ぐため、必ず、職場や学校等へ連絡をしましょう。

身近にいたかたにも連絡し、健康観察や不要不急の外出自粛等をお願いしてください。

～＊家族のみなさんへ＊～

患者さんの看護について

- ① 患者さんの体温測定等、体調変化に気を配り、体調不良のときはすぐに受診された医療機関へ相談できるよう連絡先を控えておきましょう。
- ② 食事や飲み物は消化がよく、栄養のあるものを選びましょう。

家族のみなさんの健康管理のために

- ① 家族のみなさんも、毎日、体温を測りましょう。
- ② 看護をする人を決め、その他の人は患者さんの部屋に入らないようにしましょう。
- ③ 看護をするかたもマスクをし、手洗い、うがいを励行しましょう。
- ④ ドアノブ、部屋のスイッチなど、よく触れるところは消毒をしましょう。
- ⑤ 定期的な部屋の換気と、適度な湿度を保つことを心がけましょう。
- ⑥ 患者さんが使用した食器や衣類などの洗濯は通常通りでかまいませんが、患者さんとのタオルや食器の共有は避けましょう。

